# 土佐清水市
# 第二期
# 成年後見制度利用促進基本計画

2024 年度～2028 年度

2024年3月

土 佐 清 水 市

# はじめに

本市は、全国に先行する形で少子・高齢化、人口減少が急激に進み、2040（令和22）年には、人口が4,752人、65歳以上人口が2,764人となり、高齢化率が58％を超えると推計されています。

こうした中、高齢者世帯の増加や障がい者を支えるご家族の高齢化、療育手帳・精神保健福祉手帳の交付数の増加など、支援を必要とする人は増加傾向にあることから、今後、成年後見制度の必要性は確実に高まっていくことが予想されています。

このため、本市は、2019（平成31）年3月に第一期となる成年後見制度利用促進基本計画（2019～2023年度）を策定し、取組を具体化するとともに、取組の中核となる土佐清水市権利擁護センター「らいとはうす」を社会福祉協議会に設置するなど、権利擁護支援の地域連携ネットワークを関係機関と協力して構築してまいりました。

本計画は、第一期計画に引き続き「誰もが健やかで安心して生活できる土佐清水」を基本理念とし、成年後見制度を必要とする市民が、住み慣れた地域で安心していつまでも暮らせるよう、さらなる制度の理解と普及啓発に努め、利用しやすい制度の運用に取り組んでまいりますので、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、幅広い見地からご審議をいただきました土佐清水市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係機関の皆様に心より感謝を申し上げます。

令和６年３月

土佐清水市長　程 岡　庸

# 目　　次

第１章　　成年後見制度利用促進基本計画の概要
　第１節　計画策定の意義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
　第２節　計画の位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

第２章　　本市の現状と課題
　第１節　成年後見制度の利用に関する現状と将来推計　・・・・・・・・・・・・・　４
　第２節　成年後見制度に関する取組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
　第３節　任意後見制度について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

第３章　　計画の理念及び体系
　第１節　基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１
　第２節　基本目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
　第３節　計画の施策体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

第４章　　計画推進の取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

第５章　　計画の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３

資料編
土佐清水市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱　・・・・・・・・　２４

# 第 1 章　成年後見制度利用促進基本計画の概要

## 第 1 節　計画策定の意義

### （1）　第二期成年後見制度利用促進基本計画の必要性

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人のために財産管理や契約を代わって行う後見人などを選任する制度であり、1999（平成 11）年民法の一部改正により、従来の禁治産制度が見直され、2000（平成 12）年から制度が始まっています。

平成 28 年 5 月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「法」という。）が施行され、国ではこれまでの取組に加え、さらにノーマライゼーション[1]、自己決定権の尊重、身上保護[2]の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとされました。

また、法では県や市町村に対して、必要な制度利用に関する促進体制の整備などに努めることが明示されたことから、市民生活に密接する重要な成年後見制度について施策を推進するため、「第二期土佐清水市成年後見制度利用促進基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

---

1　ノーマライゼーション……子どもも高齢者も、障がいのある人もない人も、お互いが特別に区別されることなく、共に社会生活ができることです。

2　身上保護……民法第 858 条に基づき、本人の意思を尊重し、その心身の状態及び生活の状況に配慮して、医療や住居、介護等の契約行為の履行が適正に行われているか確認することなどがあり、実際の介護等の行為の事実行為は含まれません。

## （２） 成年後見制度の趣旨及び内容

●成年後見制度の趣旨

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人（以下「本人」という。）の権利を守る援助者として、家庭裁判所への手続きにより成年後見人等を選任し、契約を本人に代わって結ぶことや、本人の誤った判断による行為を取り消して本人を法的に保護し、その判断能力を補う制度です。判断能力の不十分な人は、不動産や預貯金などの財産管理や、身のまわりの介助のための介護サービス又は施設への入所などに関する契約を結ぶ必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。

また、自分に不利益であっても正しく判断ができずに契約を結んでしまい、消費者被害に遭う恐れもあります。

このような判断能力の不十分な人を成年後見人等が保護し、本人に代わって財産管理をしたり契約行為などの支援を行います。

成年後見制度は従来、本人保護を根本とし、本人の意思や自己決定権の尊重もその理念とされています。家庭裁判所では、できる限り本人の意向を聴き、保佐開始又は補助開始の申立をするときに、代理権の付与等には本人の同意を必要とするなど、本人の意思を尊重する制度が取り入れられています。

また、「子どもも高齢者も、障がいのある人もない人も、家庭や地域で区別することなく共に生活することができる社会をつくろう」というノーマライゼーションの理念も、成年後見制度の理念の一つであるとされています。

●成年後見制度の主な内容

成年後見制度は、認知症や障がいなどにより判断能力が、不十分、著しく不十分、欠く常況にある人が利用される制度で、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の２つがあります。法定後見にはさらに、「補助」、「保佐」、「後見」という３つの類型があり、家庭裁判所への手続きにより、本人の判断能力の程度に応じて、類型が選ばれます。後見制度の申立時に医師の診断書等を添付し、申立後に家庭裁判所が必要に応じて鑑定を行い、審判により類型が決定されます。

また、選任される後見人等については、第三者である専門職が後見人等になる場合と、家族などが親族後見人として選任される場合があります。

## 第２節　計画の位置づけ

### （１）計画の根拠

本計画は、法第 14 条の市町村の講ずる措置となる基本的な計画です。

### （２）計画の対象

本計画は、成年後見人及び制度利用が必要な市民を対象とします。また、成年後見制度とは、民法に基づく法定後見と、任意後見契約に関する法律に基づく任意後見に規定されるものです。

成年後見制度の利用は、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人などが対象となるため広い視点で計画を策定しています。

### （３）計画の期間

2024（令和 6）年度から 2028（令和 10）年度までの 5 年間を計画期間とします。

### （４）　本市のまちづくりにおける位置づけ

本計画は、総合振興計画と整合をとるだけではなく、本市の「総合福祉」の考え方に基づき、土佐清水市地域福祉計画や子ども子育て支援事業計画、障害者計画等の福祉に関する計画、高知県の関連計画とも整合をとり、一体的に成年後見制度の利用促進を図ります。

# 第２章　本市の現状と課題

## 第１節　成年後見制度の利用に関する現状と将来推計

### （１）全国における高齢者・障がい者、未成年者の現状と推計

全国の総人口は、2022（令和 4）年 10 月 1 日現在、1 億 2,495 万人となっています。

全国の高齢者人口は、「団塊の世代」が 65 歳以上となった 2015（平成 27）年に約 3,379 万人となり、「団塊の世代」が 75 歳以上となる 2025（令和 7）年には約 3,653 万人に達すると推計されています。その後も高齢者人口は増加傾向が続き、2043（令和 25）年に約 3,953 万人でピークを迎え、その後は減少すると推計され、2070（令和 52）年には 3,367 万人まで減少すると推計されています。

次に未成年者は少子化により 0 歳から 14 歳までの人口は 2015（平成 27）年国勢調査で 1,595 万人に減少。2025（令和 7）年には 1,363 万人、2040（令和 22）年には 1,142 万人、2070（令和 52）年には 797 万人まで減少すると推計されています。

また、認知症の高齢者が 2025（令和 7）年には、2012（平成 24）年に比べ、認知症の有病率から推計すると約 462 万人から約 675 万人と増加し、2060（令和 42）年には 850 万人まで増加すると予測されています。

一方、全国の障がい者手帳の所持者数のうち、知的障がい者数は 2017（平成 29）年の約 108 万人から 2021（令和 3）年には約 121 万人と約 13 万人増加し、精神障がい者数は、2017（平成 29）年の約 99 万人から 2021（令和 3）年には約 126 万人と約 27 万人増加しています。

出典：内閣府「令和５年版高齢社会白書」
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和５年推計）」
「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」
厚生労働省 福祉行政報告例、衛生行政報告例

## ◆全国の人口推移及び推計

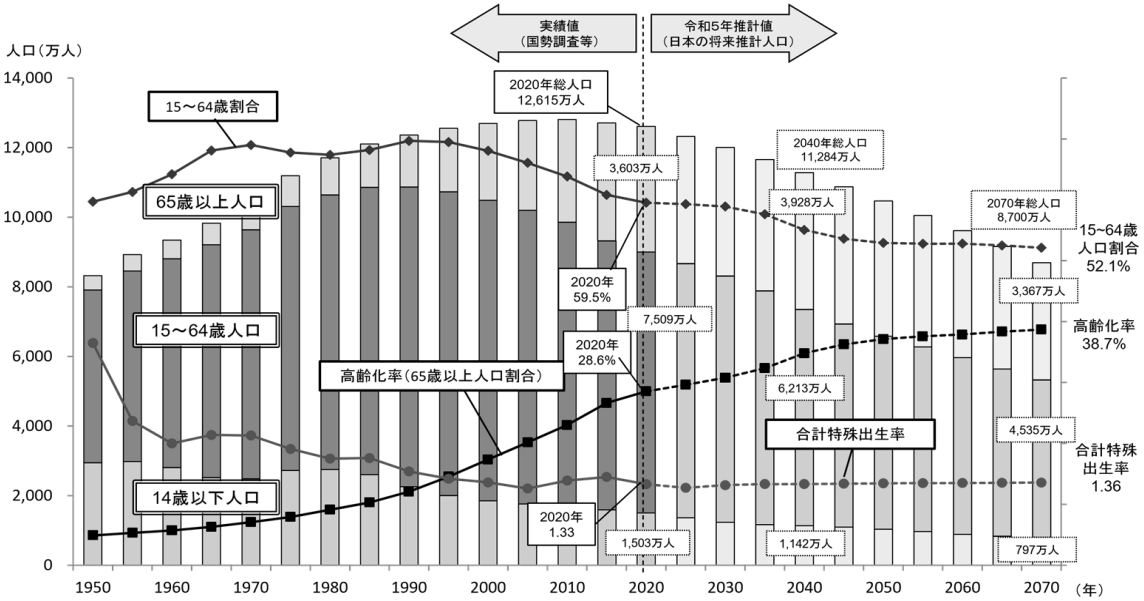


出典 ：2020 年までの人口は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2025 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和５年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）

## ◆全国の認知症高齢者の制度利用に関する推計

| 区分＼年 | 2012（平成24） | 2015（平成27） | 2020（令和2） | 2025（令和7） | 2030（令和12） | 2040（令和22） | 2050（令和32） | 2060（令和42） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計人数/(率) | 462万人 15.0 % | 517万人 15.7% | 602万人 17.2% | 675万人 19.0% | 744万人 20.8% | 802万人 21.4% | 797万人 21.8% | 850万人 25.3% |
| 各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計人数/(率) | | 525万人 16.0% | 631万人 18.0% | 730万人 20.6% | 830万人 23.2% | 953万人 25.4% | 1,016万人 27.8% | 1,154万人 34.3% |

出典：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成２６年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業九州大学二宮教授）による速報値

## ◆全国の制度利用に関連する障がい者数の推移

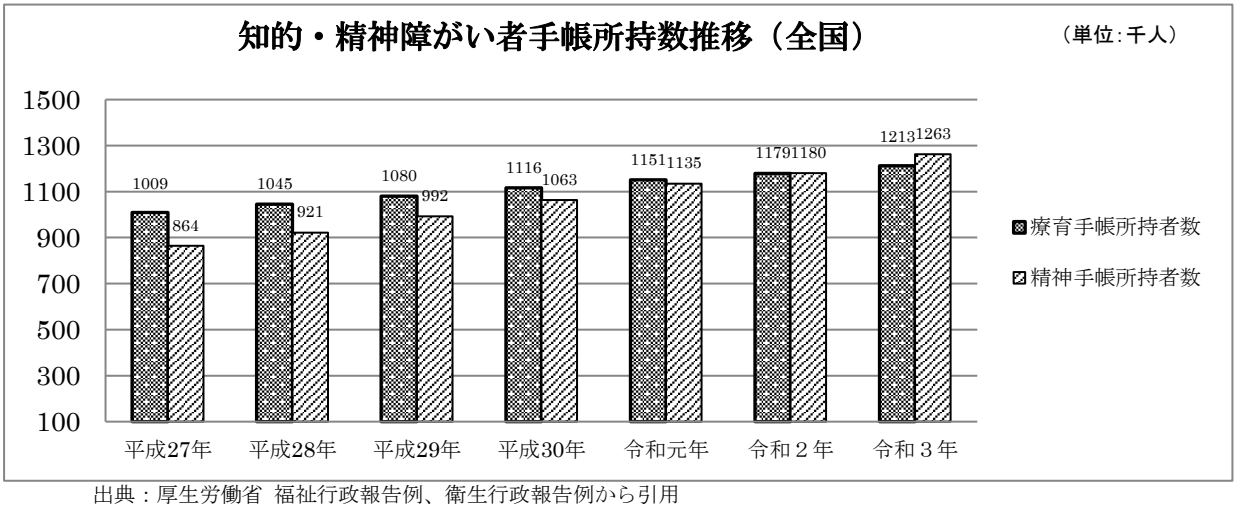


出典：厚生労働省 福祉行政報告例、衛生行政報告例から引用

## （２） 本市における高齢者、障がい者の現状と推計

土佐清水市の 2023（令和 5）年 10 月 1 日時点における総人口は 12,032 人で、65 歳以上の高齢者は 6,193 人、高齢化率は 51.5％です。2040（令和 22）年には、総人口が 4,752 人、65 歳以上が 2,764 人と減少すると推計され、高齢化率は 58.2%になると見込まれます。高齢化率が高まることを踏まえ、様々な住民の生活課題に対して、きめ細やかな対応が求められています。

また、障がい者手帳所持者のうち、知的障がい者数は 2018（平成 30）年の 136 人から 2022（令和 4）年には 143 人、精神障がい者数は、2018（平成 30）年の 142 人から 2022（令和 4）年には、190 人と増加しています。

◆本市の高齢者の現状と推移

人口の推移

（単位：人）

| | 実 績 | | | 推 計 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2018 (H30) | 2019 (R1) | 2020 (R2) | 2021 (R3) | 2022 (R4) | 2023 (R5) | 2025 (R7) | 2040 (R22) |
| 総人口 | 13,760 | 13,385 | 13,021 | 12,588 | 12,131 | 11,700 | 10,776 | 4,752 |
| 85 歳以上 | 1,308 | 1,340 | 1,363 | 1,342 | 1,309 | 1,397 | 1,228 | 673 |
| 75 歳～84 歳 | 2,325 | 2,290 | 2,240 | 2,381 | 2,273 | 2,073 | 1,959 | 1,072 |
| 65 歳～74 歳 | 2,863 | 2,836 | 2,816 | 2,540 | 2,516 | 2,412 | 2,326 | 1,019 |
| 65 歳以上 | 6,496 | 6,466 | 6,419 | 6,263 | 6,098 | 5,882 | 5,513 | 2,764 |
| 65 歳未満 | 7,264 | 6,919 | 6,602 | 6,325 | 6,033 | 5,818 | 5,263 | 1,988 |
| 高齢化率 | 47.2% | 48.3% | 49.3% | 49.8% | 50.3% | 50.3% | 51.2% | 58.2% |

※2018 年（平成 30 年）～2020 年（令和２年）は、住民基本台帳 10 月１日の人口。
2021 年（令和３年）以降は、住民基本台帳をもとにコーホートセンサス変化率法で推計。

◆本市の要援護者

| | 2018（H30） | 2019（R1） | 2020（R2） |
|---|---|---|---|
| 総合事業対象者数 | 51 | 42 | 34 |
| 要支援者数 | 209 | 230 | 241 |
| 要介護者数 | 823 | 846 | 831 |
| 合計 | 1,083 | 1,118 | 1,106 |
| 65 歳以上の要援護者率 | 16.7％ | 17.3％ | 17.2％ |

※介護保険係　実績（各年 10 月 1 日）

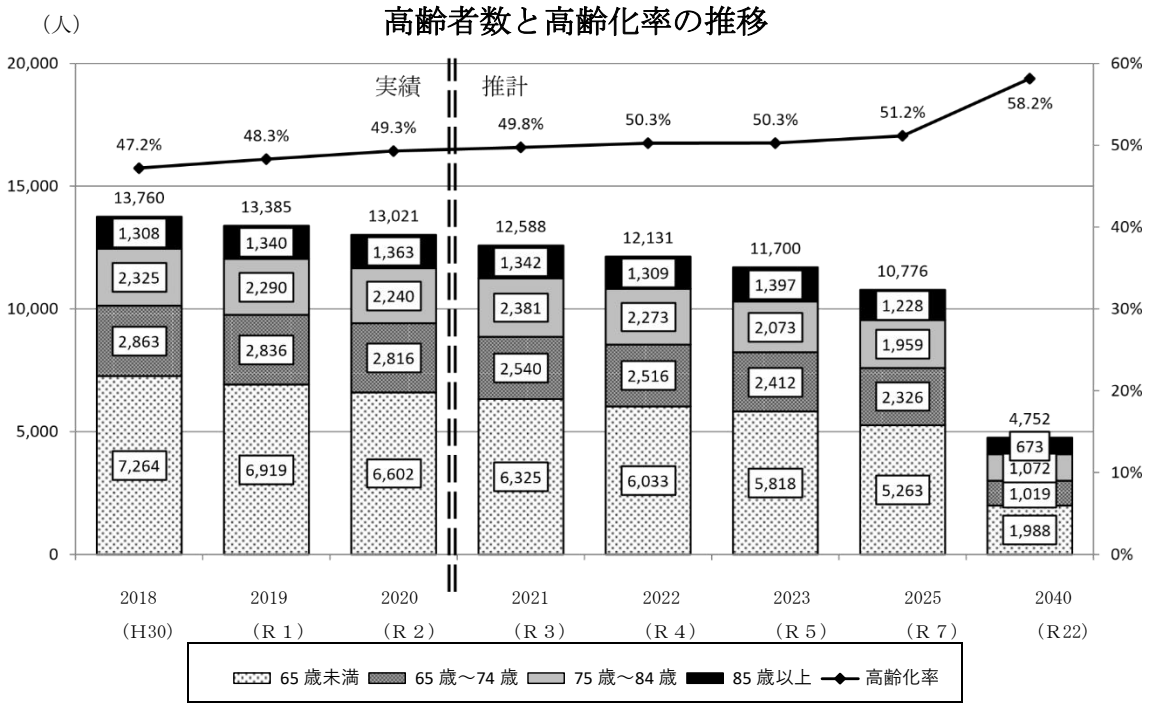


出典：土佐清水市高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画

◆本市の制度利用に関連する障がい者手帳所持者数の推移

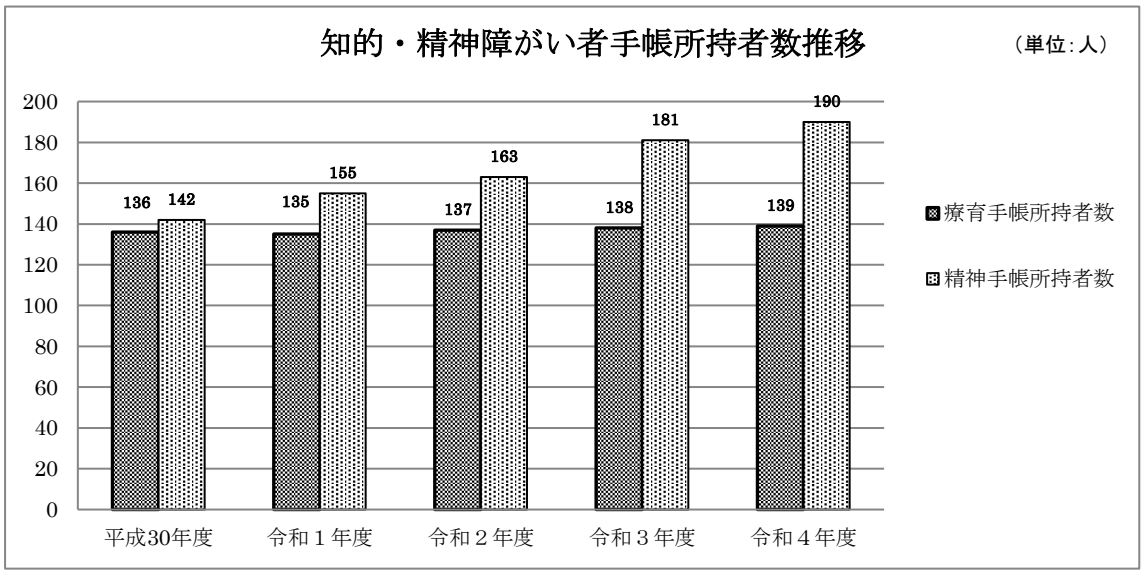


（各年３月３１日現在）

## （３） 本市の成年後見制度利用の推移

地域包括支援センターや「土佐清水市権利擁護センター『らいとはうす』」（以下「らいとはうす」という。）に寄せられた成年後見制度に関する相談人数は、2018（平成 30）年度 20 人から 2022（令和 4）年度 50 人と増加しており、成年後見制度の需要が高まっています。また、市長申立[3]も高齢化や手帳所持者の増加により、今後の需要は増えていくと見込まれます。

◆制度に関する相談人数

| 区分 | 平成30年度 | 令和１年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 相　談 | 20（0） | 34（2） | 44（3） | 49（5） | 50（3） |

※（　）申立に至った人数

※平成30～令和1年度：社会福祉協議会委託地域包括支援センター
令和2～4年度　　：権利擁護センター「らいとはうす」

◆本市の制度の新規利用件数

| 区分 | 平成30年度 | 令和１年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 後見 | 4 | 5 | 1 | 4 | 1 |
| 保佐 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 |
| 補助 | 0 | 2 | 0 | 1 | 1 |
| 合計 | 5 | 8 | 1 | 6 | 4 |

◆本市の市長申立制度利用の申立件数

| | 平成30年度 | 令和１年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 市長申立 | 1 | 2 | 3 | 3 | 1 |

3　市長申立……成年後見制度を利用したくても、申立てることのできる配偶者や四親等内の親族がおらず又は音信不通等で申立ができない場合、市長が代わりに家庭裁判所へ申立ができる制度です。（老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条の2、精神保健福祉法第51条の11）※四親等内の親族とは、主に次の人たちです。

1. 親、祖父母、子、孫、ひ孫、2. 兄弟姉妹、甥、姪、3. おじ、おば、いとこ、4. 配偶者の親、配偶者の子、配偶者の兄弟姉妹など。

## 第２節　成年後見制度に関する取組

### （１）相談支援及び普及啓発

これまで市、社会福祉協議会、地域包括支援センターで成年後見制度について、研修会や相談会、制度周知のパンフレットの配布等、普及啓発に努めてきました。判断能力が低下しても「自分らしい生活」を守ること、その一つとして成年後見制度があることを説明し、理解を深めることができ、相談件数の増加にもつながっています。

一方で、身近な制度とはいい難い状況があり、制度の利用や相談、早期発見、市民後見人につなげるためには、興味関心を高め、身近な制度として認識してもらうことが必要で、後見人の活動内容や必要性について、今後も継続して研修会や相談会等広く市民に周知・啓発していきます。

また、社会福祉協議会が中心となり、2020（令和2）年4月1日に「らいとはうす」が中核機関として設置されました。

### （２）市民後見人の養成

市民後見人とは、専門職以外の市民が一定の研修を受講し、地域貢献活動を基礎として養成を行い成年後見人として選任されるものです。高齢化や人口減少により、本市では専門職による後見人が不足しているため、2018（平成 30）年から市民後見人養成講座を開催し、2020（令和２）年までに 10 人が実践編を受講修了され、うち 2 人が現在、法人後見や日常生活自立支援事業における後見支援員として活動しています。しかし、市民後見人として独り立ちするまでには至っておらず、引き続き支援が必要です。

成年後見制度の担い手について、地域連携ネットワークを活用するとともに、民生委員・児童委員等各種団体への啓発を実施する等、地域で活動する住民に向けて幅広く周知啓発を行う必要があります。

### （３）成年後見制度利用支援事業及び報酬助成

本市では、成年後見制度の利用者に対する経済的な支援として、判断能力が十分でない高齢者や障がい者が、積極的に制度を利用できるよう審判請求の申立費用を助成する「土佐清水市成年後見制度利用支援事業」や、後見人等への報酬費用を助成する「土佐清水市成年後見人等報酬助成事業」を実施しており、関係機関と連携することにより、申請者の負担軽減や、市長申立手続き等行っています。

しかし、利用件数に大きな変動はなく、関係機関を通じての申請が主となっており、

市民への成年後見制度の周知と併せて、助成事業に関しても周知啓発を行う必要があります。

◆本市の利用支援事業及び報酬助成利用件数

| | 平成30年度 | 令和１年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 利用支援事業 | 2 | 0 | 0 | 2 | 2 |
| 報酬助成事業 | 5 | 5 | 3 | 3 | 5 |

## 第３節　任意後見制度について

任意後見制度とは、本人が十分な判断能力を有するうちに、認知症等の精神上の障害によって判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、自分らしく人生を送るために代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、本人に代わって行う制度です。

判断能力が衰える前であっても、権利擁護に備えることができることを周知・助言し、適切な時機に任意後見監督人[4]の選任がされるなど、任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための支援や取組を検討していきます。

---

4　任意後見監督人……　任意後見人が任意後見契約の内容どおり、適正に仕事をしているかを、任意後見人から財産目録などを提出させるなどして監督します。任意後見契約が締結されたうえで任意後見監督人が選任されると、任意後見制度が効力を発します。

# 第３章　計画の基本理念及び体系

## 第１節　　基本理念

本計画は、全ての住民が生涯を通じて地域の中で安心して自分らしく暮らせるよう、地域での支え合いを促進し各関係機関と連携を深め、土佐清水市ならではの地域共生社会[5]の実現に取り組むための計画とし、第二期における基本理念を引き続き

**「誰もが健やかで安心して生活できる土佐清水」**

と定め、成年後見制度の利用促進に関する法律と国の第二期成年後見制度利用促進基本計画と整合性をとりながら、制度利用が必要な人への支援や制度理解を進める施策を推進し、利用促進を図り、成年後見制度の利用促進を引き続き推進します。

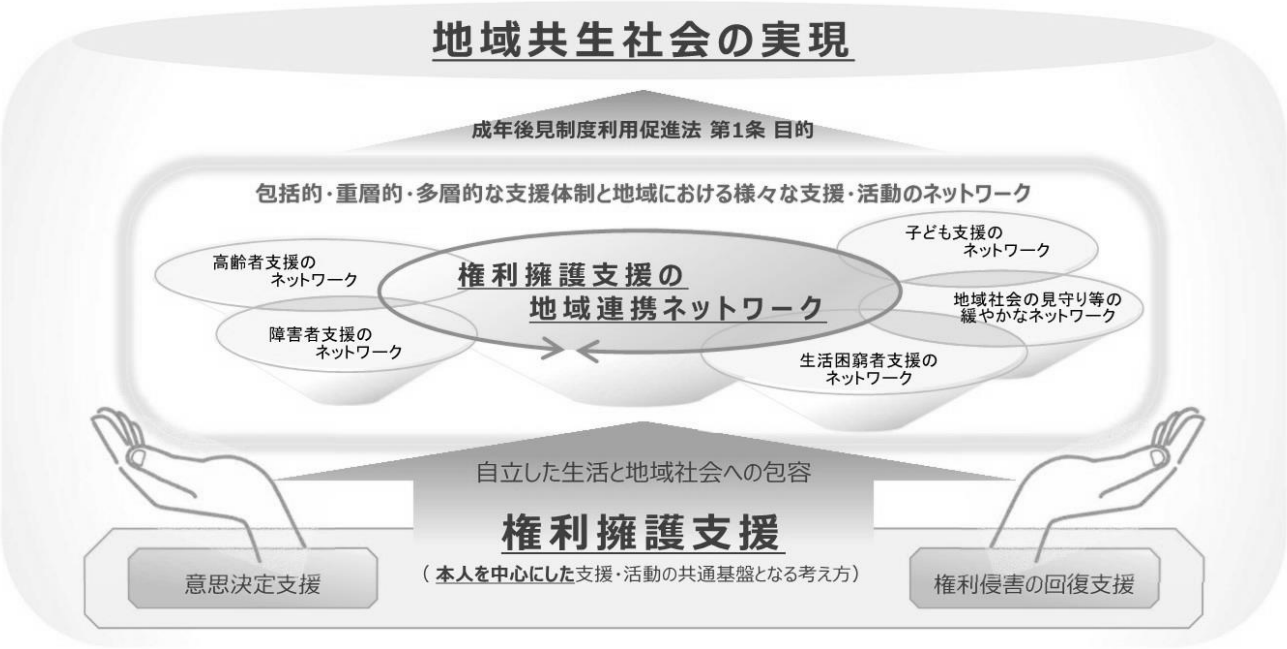


出典：厚生労働省資料

---

5　地域共生社会……　制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいいます。

## 第２節　基本目標

基本理念の実現に向けて、第二期の計画では、次の３つの「基本目標」を掲げ、その方向性を明らかにし、実現するための体系を整理します。そして、取組を計画に定め、市の総合的な施策の展開を着実に推進します。

本計画に基づき地域連携ネットワークおよび「らいとはうす」の更なる連携を進め、専門職や各関係機関と連携を図りながら制度の利用促進に総合的に取り組みます。

| | |
|---|---|
| 基本目標１ | 利用しやすい制度の運用 |
| 基本目標２ | 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化 |
| 基本目標３ | 制度の理解と普及啓発の推進 |

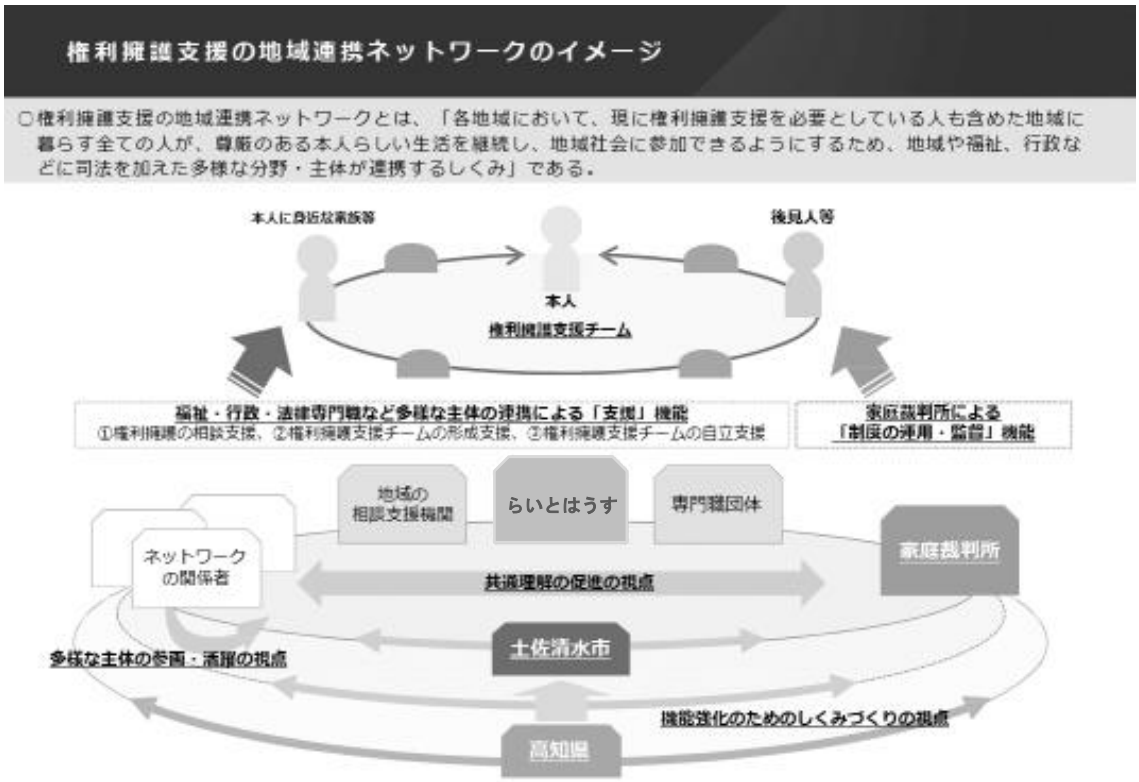


出典：厚生労働省資料

## 第３節　計画の施策体系

基本理念の達成に向けて、３つの基本目標、６つの施策を推進します。

| 基本理念 | 基本目標 | 施　策 | 取組み |
|---|---|---|---|
| 誰もが健やかで安心して生活できる土佐清水 | 利用しやすい制度の運用 | 制度の利用しやすさの向上 | １　制度利用に向けた相談対応の充実<br>２　適切な後見人等候補者の推薦<br>３　申立者の負担軽減<br>４　市長申立手続きの円滑化 |
| | | 利用者の意思決定支援や生活支援を重視した運用 | １　後見人等への支援の充実<br>２　利用者に対する相談体制の整備<br>３　後見人等報酬助成事業の円滑な運用 |
| | 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化 | 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化 | １　地域連携ネットワークの推進体制の強化<br>２　中核機関による地域連携ネットワークの推進<br>３　チームによる権利擁護支援の推進 |
| | | 成年後見等の担い手の育成、確保 | １　市民後見人等の養成<br>２　関係機関との連携推進 |
| | 制度の理解と普及啓発の推進 | 制度の理解と普及啓発の推進 | １　市民への広報、研修会等による制度理解の推進<br>２　地域連携ネットワークを活用した普及啓発 |
| | | 制度の円滑な運用の促進 | １　後見人等への支援推進<br>２　関係機関等との連携推進 |

# 第４章　計画推進の取組

## 基本目標１　利用者が利用しやすい制度の運用

利用しやすさの向上に向け、制度の周知啓発と合わせ、相談窓口や支援体制について広く周知をしていきます。

### ●施策１　制度の利用しやすさの向上

利用しやすさの向上に向けて、今後も制度の周知啓発と合わせ、相談・支援体制等について周知することが必要です。

中核機関を中心に、制度を利用する前の相談の段階から、利用するために必要な成年後見人等候補者の推薦等、制度の利用が必要な人に、分かりやすく利用しやすい制度の運用を図ります。

#### １　制度利用に向けた相談対応の充実

住民等からの権利擁護に関する相談に、市と社会福祉協議会等の関係機関が連携して成年後見制度や福祉サービス利用支援、そのほかの行政サービスの利用につながるよう総合的に対応します。また、権利擁護が必要な人への訪問相談等を実施することにより、より広く、制度利用の促進を図ります。

◎相談対応の充実

| | |
|---|---|
| 一般相談 | 成年後見制度や福祉サービス利用援助事業等の相談対応を行い、必要に応じて弁護士等による専門的な相談へつなげる。 |
| 訪問相談 | 相談者個々の状況に応じて、個別の訪問相談を行う。 |

#### ２　適切な後見人等候補者の推薦

成年後見人等候補者の確保が困難な人を対象とした手続きの円滑化を進め、適切な成年後見人等候補者を推薦します。

推薦については、顔合わせ等を通して成年被後見人等（利用者）の意思をできるだけ丁寧にくみ取り、円滑な人間関係を築くことができる成年後見人等候補者を関係機関と連携し推薦します。

◎成年後見人等候補者の推薦

求められる後見活動や本人の状況に合わせた適切な後見人候補者の検討（受任者調整）を行い、推薦依頼の際に適切な成年後見人等候補者を推薦する。

### ３　申立者の負担軽減

法定後見制度の利用が必要な人へ、申立に必要となる経費を負担することが困難な場合に経費を助成します。

◎成年後見制度申立経費の助成

法定後見制度の申立に必要となる経費を負担することが困難な人を対象に、申立経費を助成する。

### ４　市長申立手続きの円滑化

判断能力が不十分で、家族、親族等からの支援が得られない人に対しては、市長が代わって審判申立を行う市長申立手続きを、市と社会福祉協議会等の関係機関において情報共有を行い、迅速に適切かつ円滑な制度利用につなげます。

◎成年後見制度市長申立

家族、親族等からの支援が得られず、法定後見制度の申立ができない人を対象に、市長が代わって行う申立の手続きを、市と社会福祉協議会等の関係機関が連携して行う。

## ●施策２　利用者の意思決定支援や生活支援を重視した運用

成年被後見人等（利用者）及び成年後見人等に対し、利用者の意思決定支援や身上保護（生活や健康、療養等の手続き）に重視した運用を進めます。

成年後見人等に対して、協議会等を通して日頃の後見等活動への支援の充実を図るとともに、専門職団体等と、相談対応に向けて連携した体制を構築します。

また、安心して制度を利用できるよう、成年後見人等への報酬の助成について、既存の報酬助成事業の周知啓発を図ります。

## １　後見人等への支援の充実

利用者の意思決定支援や身上保護を重視するため、専門職団体と連携して、成年後見人等への申立支援や実務支援の充実を図ります。成年後見人等が安心して身上保護や財産管理、家庭裁判所への報告等の職務を続けていくことができるよう、成年後見制度に関わる内容や事例等についてケース検討会を開催し、情報共有やスキルアップ等の機会を増やすことにより、成年後見人等への支援を拡充します。

◎成年後見人等への支援
・申立支援　申立手続きの説明や関係窓口の案内等を行う。
・実務支援　福祉サービスや身上保護等に関する助言等を行う。

## ２　利用者に対する相談体制の整備

利用者から、成年後見制度の利用中における制度の運用等の相談を受け、適切な助言等を行うため、必要な情報を把握し、利用者や成年後見人等が円滑に制度を利用できるよう相談体制の充実を図ります。

また、ケースによっては、専門職を先に選任し法的な課題解決を行って生活が安定した後で親族に後見事務を引き継ぐ、という形で専門職が関与することが有効な場合があります。これには、関係機関が連携して課題整理を行うほか、将来的な親族への引き継ぎを想定した申立てを行うために家庭裁判所との連携が必要となります。利用者を取り巻く状況を踏まえながら、適切な後見人等の推薦や制度利用の方法について利用者に寄り添った支援を行います。

◎成年後見制度利用者への相談支援
成年後見制度利用者やその家族、親族等からの相談について、利用者等に寄り添った対応、支援を行う。

## ３　後見人等報酬助成事業の円滑な運用

利用者が成年後見人等への報酬を負担することが困難な場合、その費用の一部を助成することにより、必要な人が必要なときに制度を利用できるよう支援します。

成年後見人等報酬助成事業の周知を充実し、申請手続き等の円滑な運用に努めます。

◎成年後見人等報酬助成事業
法定後見制度の利用にあたり、成年後見人等の報酬に掛かる経費を負担することが困難な人を対象に、報酬費用を助成する。

## 基本目標２　権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

権利擁護支援のため、各関係機関と連携を図り地域連携ネットワークを強化します。

地域で支え合う仕組みとして、中核機関が中心となり主体的に権利擁護支援の地域連携を強化する体制整備を進めます。

地域連携ネットワークを効果的に機能させていくために、会議の設置や実務的な連携の拡充を目指すとともに、困難事例については各専門職と対応していく仕組みとし、制度の利用促進を図ります。

### ●施策１　権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

利用しやすさの向上に向けて、今後も制度の周知啓発と合わせ、相談・支援体制等について周知することが必要です。

中核機関を中心に、制度を利用する前の相談の段階から、利用するために必要な成年後見人等候補者の推薦等、制度の利用が必要な人に、分かりやすく利用しやすい制度の運用を図ります。

### １　地域連携ネットワークの推進体制の強化

関係機関、関係団体等で構成する土佐清水市成年後見制度利用促進協議会での計画、実行、評価の実施に努めるとともに、「らいとはうす」により、制度の利用促進を総合的に推進します。

また、協議会の構成団体や権利擁護支援に取組む団体等との連携を図り、制度の利用促進をより一層図ることができるよう、地域連携ネットワークを推進します。

◎地域連携ネットワークの推進体制

・土佐清水市成年後見制度利用促進協議会

関係機関との連携及び情報共有を推進し、成年後見制度の理解と利用の促進を図る。学識経験者や医療・法律・福祉関係者等により構成する。

・土佐清水市権利擁護センター「らいとはうす」

制度の利用促進等を総合的に推進する。

## ２　中核機関による地域連携ネットワークの推進

権利擁護支援・成年後見制度利用促進に向けて、地域連携ネットワークを段階的、計画的に強化するため、市と中核機関である「らいとはうす」は、地域における連携と対応強化を図ります。

中核機関は、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能を担う中核的な役割を果たす機関として位置づけます。

様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ、円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積し、総合的に制度の利用促進を図ります。

## ３　チームによる権利擁護支援の推進

権利擁護支援が必要な人に対して、制度の利用開始前は、地域包括支援センター等の関係機関が地域連携ネットワークを活かし、地域で権利擁護の支援が必要な人を発見し、必要な支援へつなげる機能を持ちます。

制度の利用開始後は、その人の状況に応じて、家族、親族や保健・福祉・医療・地域の関係者がチームとして協力し、意思や状況を継続的に把握した上で、身上保護を重視して必要な対応ができるよう取り組みを進めます。

◎権利擁護支援チーム

制度利用前及び制度利用中において、専門的判断等を要する困難事例や相談等、必要に応じてチームとして支援に取組む。

## ●施策２　成年後見等の担い手の育成、確保

今後の成年後見制度の需要に円滑に対応するため、制度の運用については、地域資源の有効な活用に努めます。また、市民後見人の養成とその支援に努めるとともに、親族の後見人への相談対応の充実を図ります。

さらに、他に適切な成年後見人等が得られず、制度の利用に繋がらない人を対象とした、社会福祉協議会、社会福祉法人、ＮＰＯ法人等関係機関による法人後見事業を支援します。

## １　市民後見人等の養成

地域における身近な存在として、地域の実情を知り、その実情に即して成年被後見人等の意思をより丁寧にくみ取って後見等を進めていくことができるよう、市民後見人の活動内容について周知を行い、市民後見人等候補者の養成を推進します。

受講者の募集については、地域連携ネットワークを活用するとともに、民生委員・児童委員等各種団体への啓発を実施する等、地域で活動する住民に向けて幅広く周知啓発を行います。

その他、市民後見人等が適正に職務に取組めるよう、社会福祉協議会が後見監督人等を受任することにより支援を行います。

◎市民後見人等候補者養成

地域での支え合いを促進するため、市民後見人等候補者の養成を推進する。

◎市民後見人の成年後見監督人としての支援

社会福祉協議会が社会貢献型後見人の後見監督を受任し、支援を充実する。

## ２　関係機関による法人後見活動の推進

親族がいない、またはいても支援が得られず、適切な第三者後見人が得られない人等に対する、社会福祉協議会、社会福祉法人、ＮＰＯ法人等関係機関による法人後見事業を支援します。

法人後見では、法人が後見等業務を行うので、後見等活動を継続して行うことができるという利点があります。なお、受任する対象については、地域の専門職や市民後見人等、法人後見を実施する関係機関の役割分担について検討し、セーフティネットとして継続性を備えた仕組みとなるよう支援します。

## 基本目標３　制度の理解と普及啓発の推進

制度の理解促進は、各関係機関に加え、地域全体に向けて地域連携ネットワークを効果的に活用するほか、権利擁護支援とともに幅広く周知していく必要があります。制度の運用に関わる専門職の団体等が情報共有を進めることは、制度の理解促進につながるため、中核機関が全体のコーディネートを図ることにより、成年後見人等への支援につなげます。

### ●施策１　制度の理解と普及啓発の推進

成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることなど、住民に向けて様々な媒体を活用して広く普及啓発に努めます。また、制度利用が必要と思われる人を見つけ、支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効な事例を具体的に啓発していくため、住民向け研修会の開催や様々な機会をとらえた周知、情報提供を行います。

#### １　市民への広報、研修会等による制度理解の推進

広報、ホームページへの掲載、研修会の開催、パンフレットの作成等による住民に制度理解を推進する取組みを充実します。

#### ２　地域連携ネットワークを活用した普及啓発

地域連携ネットワークをより効果的に活用していくため、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構成する各種専門職団体による相談会の開催のほか、行政・保健・福祉・医療・地域等の関係者に対して制度の周知・啓発を行います。

また、民生委員・児童委員や介護事業者、金融機関、医療機関等、地域連携ネットワークの関係者に向けた研修会や行政、社会福祉協議会、社会福祉法人、ＮＰＯ法人等関係機関の職員に向けた研修内容を充実させ、地域における権利擁護支援の対応力を強化し、制度の普及啓発を推進します。

◆実施された普及啓発活動（年５回実施）

| | 平成30年度 | 令和1年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 各地区 | ― | ― | 1 | 2 | 3 |
| 市職員 | ― | ― | 0 | 1 | 1 |
| 民生委員 | ― | ― | 3 | 2 | 1 |
| 老人クラブ | ― | ― | 1 | 0 | 0 |
| 全市民対象（市民、民生委員、専門職、区長） | 5 | 5 | ― | ― | ― |

◎地域連携ネットワークを活用した普及啓発

・関係団体との連携による講演会等

地域連携ネットワークを構成する各種団体と連携して講演会等を行い、より専門的な支援を地域で行うための取組みを普及啓発する。

・地域連携ネットワーク関係者向け研修会

民生委員・児童委員や介護事業者、金融機関、医療機関等の関係者を対象とした研修会を開催する。

・関係機関を対象とした研修会等

行政、社会福祉協議会、社会福祉法人、ＮＰＯ法人等を対象に、成年後見制度を円滑に機能させるため、実際の事例報告も含めた研修会を実施する。

## ●施策２　制度の円滑な運用の促進

中核機関を中心として、地域連携ネットワークの関係団体等における制度の理解を推進することで、制度の適正な運用の促進に取組みます。地域連携ネットワークを構成する関係団体等がネットワークを通じて、各種団体間における情報共有や連携の必要性ついて、地域に向けて情報発信することで制度の適正な運用を促進します。

### １　後見人等への支援推進

地域連携ネットワークの関係機関、団体等が取組んでいる後見等の活動や適正な制度運用の取組みについて、関係機関、関係団体間の情報共有を図り、制度の適正な運用の促進に向けた取組を推進するとともに、後見人としての活動や権利擁護の担い手としての活躍に関する専門的な相談支援などが受けられるよう、関係機関、団体等の専門性を

活かした成年後見人等への支援を推進します。

また、地域連携ネットワークやチームでの支援体制の構築により、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談ができる体制を整備する等により、利用者や成年後見人等を見守り、支援する体制を構築することで、適切な後見人等への支援を推進します。

## ２　関係機関等との連携推進

地域連携ネットワークを構成する関係機関、団体等と連携して研修会等を開催することにより、制度の理解と利用促進についての普及啓発を進めるとともに、関係団体等との連携を図ることで、成年後見人等による制度の適正な運用の推進に取組みます。

◎成年後見制度の適正な運用の推進

地域連携ネットワークを構成する関係機関、団体等と連携して研修会や相談会を実施し、適切な制度運用を推進する。

# 第５章　計画の推進

## （１）計画の推進体制

社会福祉協議会、医療、法律、福祉等関係機関と市で構成する土佐清水市成年後見制度利用促進協議会を設置し、連携及び情報共有を行い成年後見制度の理解と利用促進を図ります。

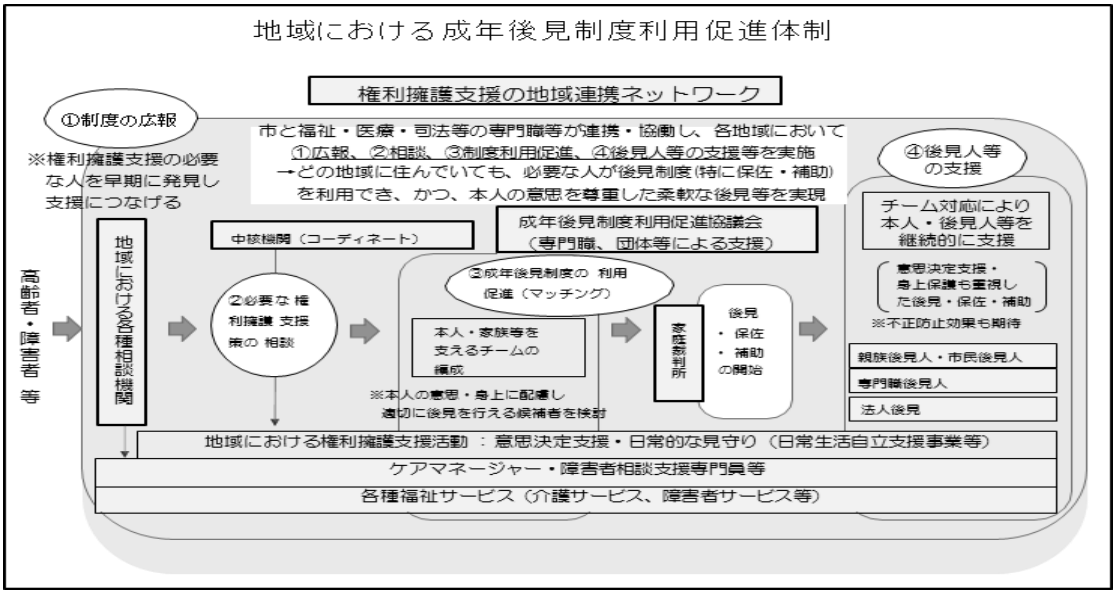


出典：厚生労働省資料をもとに作成

## （２）計画の評価

本計画に基づく、各施策及び事業の進行管理を土佐清水市成年後見制度利用促進協議会で行うとともに、取組みの効果等に関する評価に基づき見直し、改善を図ります。

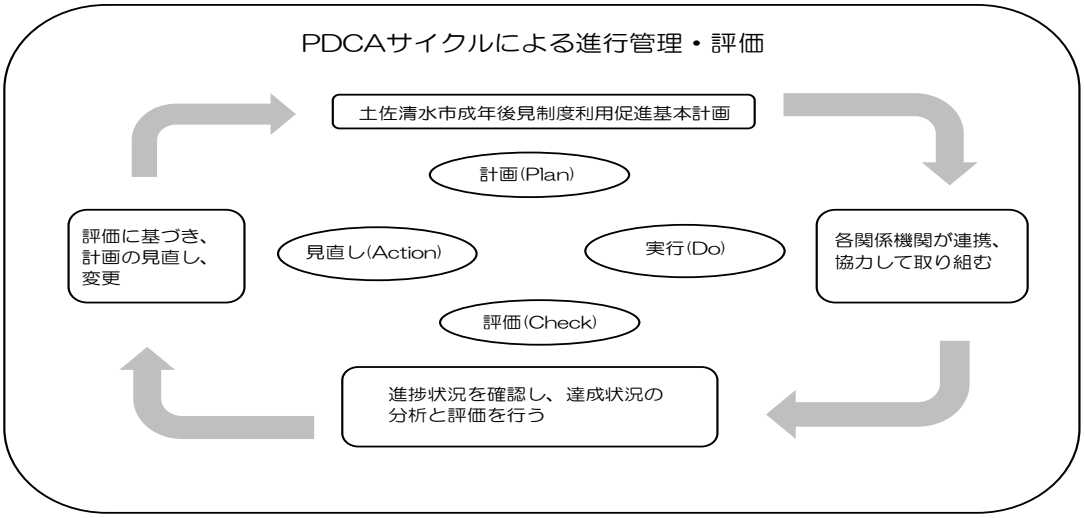

# 土佐清水市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱

（趣旨）
第１条　この要綱は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成２８年法律第２９号）第２３条第１項に基づく成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を策定するため、土佐清水市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）
（所掌事務）
第２条　委員会は、次の事項について協議する。
（１）成年後見制度利用促進基本計画策定に関する研究・検討に関すること。
（２）成年後見制度利用促進基本計画の策定に関すること。
（３）成年後見制度利用促進基本計画の取組状況の検討、点検、評価に関すること。
（４）成年後見制度の利用の促進、基本的事項の調査、審議に関すること。
（５）その他市長が必要と認める事項に関すること。
（委員）
第３条　委員会は、委員１０名以内で組織し、次に掲げる者の内から市長が委嘱または任命する。
（１）権利擁護に関し優れた見識を有する者
（２）保健・医療・福祉関係機関、団体の代表者
（３）権利擁護・保健・福祉に関わる行政職員
（４）その他市長が適当と認める者
（部会）
第４条　委員会の下部組織として、土佐清水市成年後見制度利用促進基本計画策定部会（以下「部会」）を置く。
２　部会の構成は、行政職員、保健・医療・福祉関係機関等の中から市長が委嘱又は任命する。
３　部会は、第２条の事項について検討し整理する。
（任期）
第５条　委員の任期は、３年間とする。ただし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（会長及び副会長）
第６条　委員会に会長１名及び副会長１名を置く。
２　会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
３　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第７条　委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。
２　委員会は、２分の１以上の出席がなければ会議を開くことができない。
３　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は会長の決するるところによる。
４　会長は、第３条に規定する委員のほか、会議の運営上必要な者の出席を求め、その説明または意見を聞くほか、資料の提出その他必要な
協力を求めることができる。
（秘密の保持）
第８条　委員は、委員会において知りえた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
（事務局）
第９条　この委員会の事務局は健康推進課に置く。
（委任）
第１０条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。
附則
（施行期日）
１　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。
２　第５条の規定にかかわらず最初に委員に委嘱または任命された者の任期は、委員に就任した日から令和３年３月３１日までとする。

土佐清水市成年後見制度利用促進協議会委員会名簿

| 区分 | 職名 | 氏　名 |
|---|---|---|
| 会長 | 土佐清水市社会福祉協議会会長 | 横山　周次 |
| 副会長 | 土佐清水市民生委員児童委員協議会会長 | 平野　貴久 |
| 委員 | 特定非営利活動法人幡多ウェルフェアネット所長 | 山崎　義文 |
| | 司法書士代表 | 山沖　直樹 |
| | コスモス成年後見サポートセンター理事 | 曽根　寧之 |
| | 幡多福祉保健所次長兼地域支援室長 | 岡田　富美 |
| | 特定非営利活動法人ふくしねっとGoGoてらす事務局長 | 西本　久美香 |
| | 土佐清水市社会福祉協議会事務局長 | 中嶋　かおり |
| | 土佐清水市福祉事務所長 | 岡田　哲治 |
| | 土佐清水市健康推進課長 | 竹池　亮 |

土佐清水市成年後見制度利用促進計画策定委員会名簿

| 区分 | 職名 | 氏　名 |
|---|---|---|
| 会長 | 土佐清水市社会福祉協議会会長 | 横山　周次 |
| 副会長 | 司法書士代表 | 山沖　直樹 |
| 委員 | 特定非営利活動法人幡多ウェルフェアネット所長 | 山崎　義文 |
| | 土佐清水市民生委員児童委員協議会会長 | 平野　貴久 |
| | コスモス成年後見サポートセンター理事 | 曽根　寧之 |
| | 幡多福祉保健所次長兼地域支援室長 | 岡田　富美 |
| | 特定非営利活動法人ふくしねっとGoGoてらす事務局長 | 西本　久美香 |
| | 土佐清水市社会福祉協議会事務局長 | 中嶋　かおり |
| | 土佐清水市福祉事務所長 | 岡田　哲治 |
| | 土佐清水市健康推進課長 | 竹池　亮 |

土佐清水市成年後見制度利用促進基本計画

令和6年3月発行

編集　土佐清水市健康推進課

〒787-0392

土佐清水市天神町11-2

電話　82-1111